

《特認事業の概要》

①地域資源保全活用事業

1 要旨

住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画「地域資源保全活用プラン」を作成し、計画に基づき地域住民、森林ボランティア団体、企業及び行政等が相互の協力のもと行う森林整備活動等に対して助成する。

2 理由

森林は水源の涵養や県土を保全するだけでなく、地域特有の景観を形成するとともに古来より地域独特の歴史や文化を育んできた。また、近年は身近な森林に対する県民の関心が高まり、地域住民などによる森林をフィールドとした森林整備などの市民活動も各地で行われている。

里山林の多面的な役割を将来にわたって維持発揮するためには、森林所有者や林業事業者だけでなく、こうした地域住民や森林ボランティア、地元企業等による自主的・継続的な取組を活発化させ、里山林の利用や管理に係る仕組みをつくり、地域の資源を活かした保全活動等を拡大していくことが重要である。

3 事業の概要

(1) 事業名

地域資源保全活用事業

(2) 事業主体

市町、森林保全活動を行う団体(住民団体、NPO、企業、住民団体が構成員となった実行委員会等)

(3) 事業内容

- ①公益的機能の増進、景観や野生生物の生息環境の保全及び森林の利用促進等を目的とした森林整備
- ②住民団体、企業等による森林保全活動
- ③森林・林業への理解と森づくりへの参加を促進するための森林・林業体験活動
- ④森林の利用促進を目的とした施設の整備

(4) 対象経費

- ① 森林整備に要する経費
植栽、下刈、除間伐、枯損木の整理、竹林の伐採、森林作業道・歩道の整備、簡易な木製構造物の設置等巡視路の整備等
- ② 森林保全活動・森林・林業体験活動に要する経費
森林ボランティア保険、安全講習等の受講・開催、講師の招へい、テキスト、広報誌の作成 等
- ③ 利用促進施設の整備に要する経費
案内板等標識類、転落防止柵、簡易休憩施設・炭焼き小屋・林内広場・遊歩道等の整備 等

(5) 交付率

対象経費の 10/10 以内

(6) 事業要件

- ① 交付申請前に、地域資源保全活用プラン(別紙)を作成し、県の承認を受けること
- ② 事業実施後は、当該森林において住民団体等による継続的な森林保全活動が図られること
- ③ 事業期間は、2年以内とする(令和8年度までに事業が完了)。

4 提出書類

- ① 要望書(要領第1号様式)
- ② 調査票(要領第1号様式別紙)
- ③ 計画概要書
- ④ その他事業内容が確認できる資料(位置図、写真、パンフレット等既存資料等)

② 里山防災林整備事業

1 要旨

土砂災害の恐れのある区域、その区域の上流に位置する森林等を対象に、地域住民が自ら防災・減災を目的とした森林整備を行うとともに、森林の状況や災害の危険性を把握するための仕組みづくりを構築するために必要な経費を助成する。

2 理由

県土の約7割を占める森林は「緑の社会資本」として多様な機能を有し、私たちの生活において重要な役割を担っている一方、急峻な地形や複雑な地質構造で構成され、土砂災害など幾多の自然災害の発生地となっている。特に近年では長雨や集中豪雨の頻発等により、甚大な被害が発生しており、防災・減災機能の強化を図ることが求められている。

こうした中、地域住民が森林の状況等を把握し、地域住民による自主的な森林管理の推進を図ることが地域全体の防災・減災対策を進めるうえで効果的である。

3 事業の概要

(1) 事業名

里山防災林整備事業

(2) 事業主体

市町、森林保全活動を行う団体(住民団体、NPO、企業、住民団体が構成員となった実行委員会等)

(3) 事業内容

- ① 土砂災害の恐れのある区域、その区域の上流に位置する森林の整備
- ② 治山事業施行地の上流部の森林の整備
- ③ 巡視路の整備
- ④ 地域の防災・減災に係る体制の構築及び地域住民の意識醸成 等

(4) 対象経費

- ① 森林整備に要する経費
植栽、下刈、除間伐、枯損木の整理、竹林の伐採、森林作業道・歩道の整備、簡易な木製構造物の設置等巡視路の整備 等
- ② 地域の防災・減災に係る体制の構築及び地域住民の意識醸成に要する経費
講師料、講師旅費、交通費、会場借り上げ経費 等

(5) 交付率

対象経費の 10/10 以内

(6) 事業要件

- ① 市町・地域住民・森林所有者の三者協定を締結すること
- ② 複数年の整備計画及び維持管理計画(別紙)を策定すること
- ③ 事業期間は、2年以内とする(令和8年度までに事業が完了)。

4 提出書類

- ① 要望書(要領第1号様式)
- ② 調査票(要領第1号様式別紙)
- ③ 里山防災林整備事業計画書(当初)
- ④ その他事業内容が確認できる資料(位置図、写真、パンフレット等既存資料等)

③里山林課題解決推進事業

1 要旨

環境悪化や防災・減災、鳥獣被害などの地域住民が課題を抱えている里山林について、里山林の課題を把握している市町が重点的に取り組むべき課題を抽出し、課題の解決に向けた計画的な整備を行う取組に対して必要な経費を助成する。

2 理由

放置されている里山林の整備は、人工林のように施業方法が確立されていないため、箇所毎の森林の荒廃状況から、整備の必要性を判断しており、事業対象(箇所の抽出)は住民要望に依存している。

しかしながら、個々の住民要望に対応する方法では、効果的な整備ができていないかの判断ができず、また、地域住民が課題を抱えつつも要望に至っていない箇所には対応できないことから、効果的な課題解決及び課題の顕在化に向けた、市町主導による里山林整備を進める。

3 事業の概要

(1) 事業名

里山林課題解決推進事業

(2) 事業主体

市町、森林保全活動を行う団体(住民団体、NPO、企業、住民団体が構成員となった実行委員会等)

(3) 事業内容

- ① 里山林における環境悪化、防災・減災、鳥獣被害などの課題解決のための森林整備
- ② 地域住民や専門家などが参加し、議論する検討部会の設置及び開催
- ③ 課題解決に向けた整備方針の作成

(4) 対象経費

① 森林整備に要する経費

植栽、下刈、除間伐、枯損木の整理、竹林の伐採、森林作業道・歩道の整備、簡易な木製構造物の設置等

② 検討部会の開催に要する経費

講師報酬、講師旅費、会場借り上げ費等

③ 整備方針作成に要する経費

現地調査・測量、同意取得 などの整備方針作成及び事業推進に要する経費

※②及び③に係る経費は、特認交付金に限らず、通常交付金の事業推進費においても計上することができる。

(5) 交付率

対象経費の10/10以内

(6) 事業要件

- ① 検討部会の設置及び開催並びに、整備方針の作成
- ② 整備方針に基づく森林整備を、市町等が事業主体となり実施する
- ③ 事業期間は、2年以内とする(令和8年度までに事業が完了)。

4 提出資料

- ① 要望書(要領第1号様式)
- ② 調査票(要領第1号様式別紙)
- ③ 里山林課題解決推進事業計画書[当初要望時]
- ④ その他事業内容が確認できる資料(パンフレット等既存資料等)

④森林・林業体験活動支援事業

1 要旨

市町、または市町域を超えた活動を行っている団体が、都市と山村が連携した広域的な森林・林業体験活動等を行う取組に対して必要な経費を助成する。

2 理由

市町等が都市と山村が連携した、広域的な森林・林業体験活動を行う場合に、市町や団体の申請に基づき対応できるよう、特認事業枠を設ける。

3 事業の概要

(1) 事業名

森林・林業体験活動支援事業

(2) 事業主体

市町、森林保全活動を行う団体(住民団体、NPO、企業、住民団体が構成員となった実行委員会等)

(3) 事業内容

森林・林業に係る知識や技術の講習会や学習会等の開催(林業作業体験、シイタケ植菌体験、自然観察会の開催、ネイチャーゲームの開催、木工制作体験等)

(4) 対象経費

① 活動に必要な資機材の整備や講師派遣などに要する経費

苗木代等の資材・チェンソー等の機材購入、講師旅費、講師料、森林ボランティア保険料 等

② 活動等に必要な施設の借り上げに要する経費

会場、バスの借り上げ、仮設トイレのリース賃 等

③ 体験活動の実施に伴う準備作業に要する経費

地拵え、除間伐や目的達成のために必要な簡易な歩道・作業小屋等の整備 等

(5) 交付率

対象経費の 10/10 以内

(6) 事業要件

次の①～④のうち、いずれかの要件を含むものとする。

① 市域を越えた広域交流の視点で、市町以外から幅広い一般市町民等の参加が見込まれる計画であること。

② 事業実施を契機に、県民参加の森づくりについての幅広い県民の意識醸成が図れるものであること。

③ 継続的な森づくり活動に発展するもので、地元住民やボランティア団体等が適正な維持管理を行うものであること。

④ ボランティア団体等の育成につながる視点が盛り込まれていること。

4 提出書類

① 要望書(要領第1号様式)

② 調査票(要領第1号様式別紙)

③ その他事業内容が確認できる資料(当年度の収支計画、当年度の活動スケジュール、5か年を目安とする中長期計画等)

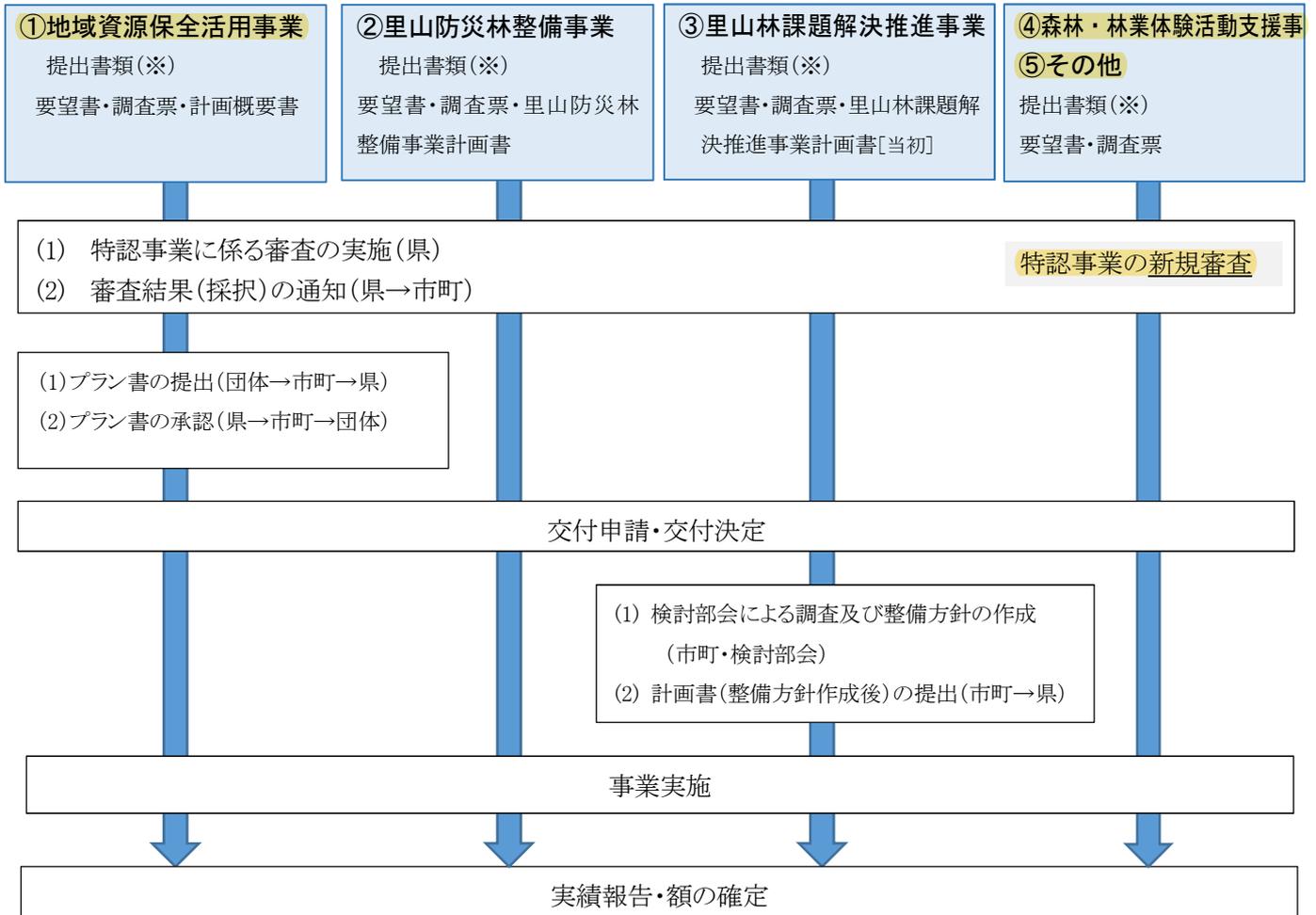
⑤その他

前述の①～④以外の事業で、特に必要と認められる事業につき、知事が特に必要と認める取組。
事業主体、事業内容、対象経費、交付率、事業要件、提出書類については、ヒアリングのうえ、別途指示する。

《事務の流れ》

1 新規事業として実施する場合【計画初年度】

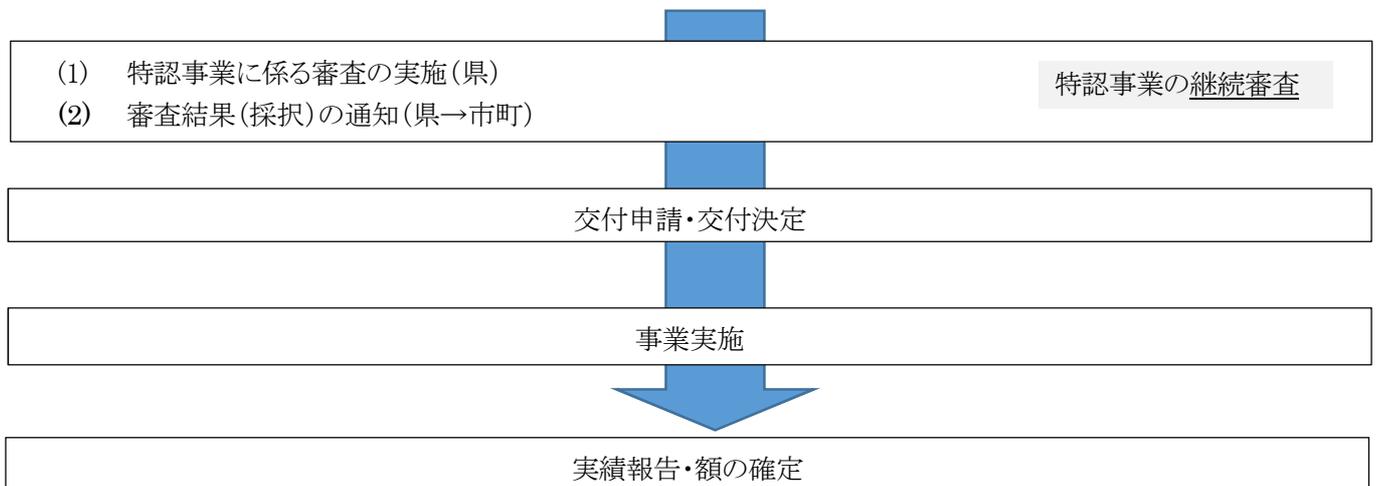
(県 森 林 保 全 課 に 申 請)



2 継続事業として実施する場合【翌年度以降】

①～⑤全ての事業について、同様の流れとする。

(県 森 林 保 全 課 に 申 請) ※ 申請書類は 1 の場合と同様



3 計画書の変更【随時】

変更事案(事業期間の変更、事業区域の変更、事業区分の変更等)が発生した場合は、随時、変更計画書を作成し、県に提出すること。